

# 監査結果報告書

## (定期監査・行政監査)

(平成27年2月20日公表)

監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により公表します。

平成27年2月20日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

香川 洋二 (かがわ ようじ)

十川 信孝 (そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

# 平成26年度定期監査及び行政監査の結果について

監査対象局

市民政策局

## 1 監査実施期間

平成26年10月28日から平成27年1月15日まで

## 2 所属別監査結果

No.	所管課等	指摘	意見	合計
1	市民政策局		1	1
2	政策課		1	1
3	政策課（男女共同参画推進室）			
4	政策課（水環境対策室）			
5	政策課（ユニバーサルデザイン推進室）			
6	地域政策課	1		1
7	地域政策課（市民協働推進室）	2		2
8	地域政策課（交通安全対策室）	1		1
9	市民やすらぎ課	2		2
10	市民課		1	1
11	人権啓発課	2		2
12	まちづくり企画課	1		1
13	交通政策課			
	合計	9	3	12

### 【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

### 【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

## 3 監査対象事務

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

## 4 監査対象となる事務の執行年度

平成25・26年度

## 5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## 6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過した日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

【平成26年度 市民政策局定期監査及び行政監査結果一覧】

H27.2.20

結果 No.	区 分 ※	項 目	公表文 該当 ページ	所 管 課 等
No.1	意見	市として体系だったフェイスブックの発信体制構築について	P3	市民政策局
No.2	指摘	支出命令に係る事務処理について	P4	地域政策課
				市民やすらぎ課
				人権啓発課
No.3	指摘	業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について	P5	地域政策課 市民協働推進室
				まちづくり企画課
No.4	指摘	適正な契約書の作成について	P6	地域政策課 市民協働推進室
No.5	指摘	交通安全対策事業補助金交付に係る事務処理について	P7	地域政策課 交通安全対策室
No.6	指摘	適正な決裁者までの執行何について	P8	市民やすらぎ課
No.7	指摘	執行何決裁に係る財政審査について	P9	人権啓発課
No.8	意見	「高松市ほりおこし物件」事業の実施検討について	P10	政策課
No.9	意見	住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表方法検討について	P11	市民課

- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

## 監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局

平成26年度／市民政策局

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成27年2月20日

所管課等

市民政策局

区分

指摘

意見

指摘・意見  
の項目

市として体系だったフェイスブックの発信体制構築について

内容

現在、市民政策局で情報発信されているフェイスブックが、他局管理のフェイスブックと共に、本市の政策の一環として、体系だった情報発信を行えるものとなるよう、総務局と連携のうえ、全庁的な情報発信体制の構築に取り組まれたい。

参考

「facebook（フェイスブック）について」（本市ホームページ内）

リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/23116.html>

## 監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局

平成26年度／市民政策局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成27年2月20日	
所管課等	地域政策課	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見
	市民やすらぎ課			
	人権啓発課			

指摘・意見の項目	支出命令に係る事務処理について
内容	支出命令における事務処理については、請求書及び請求内訳書の割印がなされていないものが見受けられたので、今後は適正に処理されたい。

根拠法令・通知等	高松市会計規則第54条第3号
内容	支出についての証書類及び領収書は、次の各号によりこれを取り扱わなければならない。 (3) 2枚以上をもって1通とする証書類は、その取扱者又は債主が割印又は袋とじをしなければならない。

## 監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局

平成26年度／市民政策局

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成27年2月20日

所管課等

地域政策課市民協働推進室

区分

指摘

意見

まちづくり企画課

指摘・意見  
の項目

業務委託契約に係る適正な仕様書の作成について

内容

地域政策課市民協働推進室の平成26年度高松市市民活動センターホームページ「ふらっと高松」の運用に係るシステム保守等の業務委託契約及びまちづくり企画課の多核連携型コンパクト・エコシティ推進用映像資料制作業務委託契約に係る仕様書には、労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。

根拠法令・  
通知等

平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」

内容

公共調達（市発注の工事（業務））における適正な労働条件を確保する観点から、業務委託（コンサルを含む。）及び軽易な工事については、その仕様書に労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保についての事項を加えること。

## 監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局

平成26年度／市民政策局

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成27年2月20日

所管課等

地域政策課市民協働推進室

区分

指摘

意見

指摘・意見  
の項目

適正な契約書の作成について

内容

高松市協働企画提案事業の委託契約の契約書については、個人情報保護の条項があるにもかかわらず、個人情報取扱いについての別記が添付されていないので、今後は適正に事務処理されたい。

根拠法令・  
通知等

平成24年3月29日付け契約監理課長通知「高松市契約規則等の一部改正について（通知）」  
別添5-1「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」  
3 契約締結に当たっての措置

内容

個人情報を取り扱う事務の委託契約の締結に当たっては、当該契約に係る契約書、確認書、覚書その他これらに類する書類（以下「契約書等」という。）に、受託者が別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨の条項を記載するようにしてください。

## 監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局

平成26年度／市民政策局

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成27年2月20日

所管課等

地域政策課交通安全対策室

区分

指摘

意見

指摘・意見  
の項目

交通安全対策事業補助金交付に係る事務処理について

内 容

交通安全対策事業に関する補助金については、交付申請時の収支予算書及び実績報告時の収支決算書の摘要欄に記載がなく、またこれらの算出根拠となる資料も添付されていないので、今後は、同補助金交付申請者に対し、収支予算書及び収支決算書の摘要欄に積算等内訳の明確な記載を行うよう指導するとともに、収支状況に関する書類・帳簿等の確認及び補助事業等の執行状況についての現地検査を実施するなど、補助金交付事務の適正化を図り、補助金支出の透明性や説明責任の確保に努められたい。

なお、本件については、平成21年度に同様の指摘を行い、平成24年度に措置通知がなされていたものであるため、特に留意されたい。

根拠法令・  
通知等

平成25年度予算の執行方針

内 容

補助金等交付申請書に添付する収支予算書について、より明確な区分と積算等内訳の記載を申請者に対し指導すること。

## 監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局

平成26年度／市民政策局

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成27年2月20日

所管課等

市民やすらぎ課

区分

指摘

意見

指摘・意見  
の項目

適正な決裁者までの執行伺について

内容

平成26年度平和公園の除草及び清掃業務委託に伴う見積徴取伺決裁については、予定金額が100万円を超えていることから、専決者は市民政策局長であるが、財政局長の決裁となっており、専決者の意思決定の手続を経ていないものとなっているので、今後、同種の事務処理を行う場合には、適正な決裁者の決裁を受けられたい。

根拠法令・  
通知等 ①

高松市事務決裁規程第4条第1項

内容 ①

決裁を要する文書は、主管係長の決定及び文書取扱主任（高松市行政文書管理規程（平成25年高松市規程第17号）第5条第6項ただし書の規定により出先機関等に係る同条第5項第2号に掲げる事項を処理する文書取扱副主任を含む。）の文書審査を受けた後、順次直属上司の決定を得て市長又は専決者の決裁を受けなければならない。

根拠法令・  
通知等 ②

高松市事務決裁規程第5条及び別表第1執行伺の表第13項第1号

内容 ②

執行伺（委託料）

決裁事項	決裁者		
	副市長	局長	課長
(1) 50万円を超えるもの	1,000万円以下	500万円以下	100万円以下

## 監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局

平成26年度／市民政策局

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成27年2月20日

所管課等

人権啓発課

区分

指摘

意見

指摘・意見  
の項目

執行伺決裁に係る財政審査について

内容

高松市上天神文化センターほか7館のPPC複写機の賃貸借及び保守点検に係る平成26年度の予算執行伺決裁については、財政審査を受けていないので、今後は、適正に事務処理されたい。

根拠法令・  
通知等①

高松市行政文書管理規程第17条及び別表第2第3項第12号

内容①

	決裁事項	審査
3 財務会計	(12) 執行伺のうち次に掲げるもの 才 使用料及び賃借料（高松市長期継続 契約を締結することができる契約を 定める条例（平成17年高松市条例第 152号）第2条第1号に掲げる契約に 係るものに限る。）	財政課長及び その指名する職員

根拠法令・  
通知等②

平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」による「高松市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の運用通知

内容②

単価契約の契約初年度においては、契約締結決裁に、契約期間全体の支出予定金額、各年度の内訳、契約期間、契約先、支出科目等を記載し、翌年度以降の各年度においては、契約締結決裁に代えて、当該年度の予算執行内容を記載した1号決裁を作成し、その後同時決裁により支出するものとする。

## 監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局

平成26年度／市民政策局

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成27年2月20日

所管課等

政策課

区分

指摘

意見

指摘・意見  
の項目

「高松市ほりおこし物件」事業の実施検討について

内容

政策課ホームページ内の「高松市移住ナビ」に設置されている「高松市ほりおこし物件」については、掲載情報がなく、機能が発揮されていないと見受けられるので、本市も参画している空き家バンクである、香川県ホームページの「かがわ住まいネット」との機能統合や事業廃止を含めて、ゼロベースで検討されたい。

参考①

「高松市移住ナビ 空き家情報」（政策課ホームページ内）

リンク①

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kikakuz/kikakuka/ijyu/house.html>

参考②

「かがわ住まいネット」（香川県ホームページ内）

リンク②  
(外部リンク)

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/seisaku/eeekagawa/sumai/index.html>

## 監査結果（定期監査・行政監査）

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局

平成26年度／市民政策局

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成27年2月20日

所管課等

市民課

区分

指摘

意見

指摘・意見  
の項目

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表方法検討について

内容

市民課ホームページにて公開されている住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況については、市民に対する説明責任が果たせるよう、他都市の事例も参考に、丁寧な内容となるよう検討されたい。

参考

「住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況」（市民課ホームページ内）

リンク

[http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/file/13433\\_L11\\_etsuranjyoukyou25.pdf](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/file/13433_L11_etsuranjyoukyou25.pdf)